

単価契約仕様書

消防局総務部施設課

(担当 菱野、石田 (真) 電話 075-212-6648)

件名	(単価契約) 軽油ローリー (消防局) 第2四半期
形状・寸法	
予定数量	32,000L (発注数量は未確定で、実績により増減します。)
契約期間	令和8年7月1日 ~ 令和8年9月30日
契約条件	<p>1 契約決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)の軽油現金価格における京都の価格」(以下「公表価格」という。)の増減額(契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。)を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。</p> <p>2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者との協議すること。</p> <p>3 下記の納入場所の地下タンクに、納入すること。</p> <p>4 発注は消防局総務部施設課担当者(以下「担当者」という。)から、電話又はFAXにて発注し、1回の発注単位を2,000L以上とする。</p> <p>5 発注後3日以内(土日祝日は日数に含まない。)の平日午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間は除く)に納入することとし、納入予定日時を事前に通知すること。</p> <p>6 担当者の指示があった場合、供給証明書及び代表性状表等を提出し、承認を受けたJIS規格等に適合した自動車用燃料(軽油)を納入すること。</p> <p>7 支払方法にあっては、月末日締めで集計し支払う。また、当市会計規則等を十分熟知し、担当者の指示に従い請求すること。</p> <p>8 納入時に接続器具等が必要な場合は受注者の責任において用意すること。</p> <p>9 法令等を遵守し、運搬、納入等に伴う事故、問題等については受注者の責任にて解決すること。</p> <p>10 その他細部事項、疑義等があった場合は、担当者との協議すること。</p> <p>11 受注者は、契約締結後速やかに担当者に連絡し、確認を行うこと。</p> <p>12 納入場所</p> <p>北消防署 (京都市北区大宮西脇台町17番地の2)</p> <p>上京消防署 (京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398)</p> <p>左京消防署 (京都市左京区田中西大久保町36)</p> <p>中京消防署 (京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521)</p> <p>東山消防署 (京都市東山区清水五丁目130番地の8)</p>

	<p>山科消防署 (京都市山科区西野今屋敷町2番地の10)</p> <p>下京消防署 (京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地)</p> <p>右京消防署 (京都市右京区太秦蜂岡町36番地)</p> <p>西京消防署 (京都市西京区樫原佃19)</p> <p>伏見消防署 (京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1)</p> <p>醍醐消防分署 (京都市伏見区醍醐大構町28)</p> <p>消防活動総合センター (京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)</p> <p>1.3 納入予定数量</p> <p>32,000L</p> <p>過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p>
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。